**業 務 仕 様 書**

|  |  |
| --- | --- |
| 発注者 | 　社会福祉法人　慈幸会 |
| 納入先 | 　特別養護老人ホームすいせんの里 |
| 打合せ | 　落札者は納入にあたり、依頼担当者と打合せをすること |
| 納入期限 | 　令和　4年　3月31日 |
| 納入検査・支払等 | ・受注者は、物品を納入しようとするときは、発注者の検査を受け、これに合格しなければ物品を発注者に引き渡すことができない。・発注者は、適法な支払請求を受けた日から、３０日以内に契約金額を支払うものとする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品名 | 数量 | 形状・寸法・指示事項 |
| 介護現場の生産性向上を推進するためのロボット・センサー、 ICT 導入 | 1　　　式 | 別紙仕様書のとおり |

|  |
| --- |
| 【備考】 |
| 　・契約締結時に上記の各物品の単価を確認するため、各物品ごとに積算すること。　・各単価は、小数点第2位までとする。　・同等品の提示が認められている案件において、同等品を提示する場合にはカタログ等を提示の上、質問として期限までにあげること。 |

仕 様 書

１．件名

介護現場の生産性向上を推進するためのロボット・センサー、ICT導入、さらに生産性向上を　数値化できること

２．目的

介護現場の生産性向上を推進するため、ロボット・センサー、ICT環境を整備するに際し、

その仕様を定めたものである。

３．納入場所および期限

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 納入場所 | 住所 | 納入期限 |
|  | 特別養護老人ホームすいせんの里 | 三重県桑名郡木曽岬町大字和富10-8 | 令和4年3月31日(水) |

　　　　　　　　　　　　　　　※研修実施期日は納入期限に限らず、発注者と別途協議とする。

４．前提条件

（１）対象拠点

　　・対象拠点は、「３　納入場所」に示した介護施設とする。

（２）業務範囲

　・業務範囲を以下の通りとする。

　　① 当施設へのロボット・センサー、ICT機器等の調達・設定、動作確認

　　② 効果的な活用方法についてのワークフロー提案、および 職員向け研修等の実施

 ③ その他、本仕様書に示す業務等

（３）その他

　　① 搬入・設置作業（取付工事）は、別のものと区分し、請負業者と別途協議する。ただし、システム設置費用（取付工事）については(補助)経費とすること。

② 納入期限までに利用施設への検査等が完了するように、受注者は速やかに「業務計画書」

 を作成し、利用施設の承認を受けるものとする。

③ 利用施設内での作業等は、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。

④ 利用施設内に作業等で入場する前には、入場予定者全員の訪問予定日より

2週間前からの検温結果、健康観察の報告をすること｡また、できる限り他の作業場との兼務は避けること。

⑤ 利用施設内での作業等は、入所者及び職員等の安全に十分配慮して実施すること。

５．納入機器等の仕様及び数量

様々な利用者が無理なく操作できるため、また、介護現場の生産性向上の取り組みを

速やかに稼働するため、次の条件を満たす製品を導入すること。

　 ・センサー、ケアコール設備、行動検知・通知システム一式について、保守窓口の一本化が可能かつ、各機器が適切に連携できる製品を納入すること。

　　・新たなシステム開発を必要とせず、パッケージとしてシステムを制御するためのソフト

ウェアを用意・納品し、サーバ等含め一括してシステムの設定・構築作業まで行うことが可能であること。

　　・入札時点の最新機種であり、未使用のものを選択すること。

　（１）居室内センサー取付け機器

　　　天井埋め込み（非接触）型センサーにて、被介護者の行動を自動的に検知し、介護者に通知するもので、居室または共有部に備え付けられたコールスイッチと連動し、このコールスイッチを押下することで介護者が持つ携帯端末に通知するものである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 数量 | 備考/内訳 |
|  | センサーボックス | 74 台 | 各居室に設置すること |
|  | ナースコールスイッチ（居室用） | 74 台 | 居室トイレ設置分は防水機能を有すること |
|  | ナースコールスイッチ（共用部用） | 43 台 | 共用トイレ・浴室・脱衣室に設置分は防水機能を有すること |
|  | ＜要求性能・機能＞ |  |  |
|  | （ア）要求性能は、以下の機能を有すること　・ナースコール機能（コールスイッチを押下による通知／携帯端末センサーボックス間の通話）　　・起床/離床行動/転倒転落行動検知機能　　（画像処理により、対象者の起床・離床・転倒/転落を自動で検知し通知）　　・微体動異常の検知・通知機能　　（ドップラセンサにより、呼吸による胸の微小な動作を検知して通知）（イ）介護スタッフ・看護職員・その他関係者が居室に入室の際には、検知機能を一時的に　停止するための機能を各居室に設けること（ウ）システムと連動するマットセンサを6台、および検知機能を補助する座位用センサーを3台用意し、施設担当者と協議の上で、システムとの連動を設定し、納入すること（エ）システムと連動を想定したセンサーマットを最低5台以上用意し、施設担当者と協議の上で、システムとの運用を想定し、納入すること |

　（２）携帯端末

　　　介護職員、看護職員がシステムを利用するために所持する端末で、専用システムを利用

するためのアプリケーションをインストールしており、行動通知の通知処理及び介護記録のデータの入力を行なうものである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 数量 | 備考/内訳 |
|  | 携帯端末（SIM有） | 22 台 | iOSに対応すること |
|  | ストラップ | 22 本 |  |
|  | ＜要求性能・機能＞ |  |  |
|  | （ア）専用システムを利用するためのアプリケーションをインストールし、以下の要求性能についての機能を有すること・通話機能機能（コールスイッチを押下による通知／携帯端末とセンサーボックス間の通話）　・起床/離床行動/転倒転落行動通知機能　　（行動検知センサーによる検知結果の通知時、対象者に対する声を掛け通話）　　・行動検知センサーによる通知を受信した場合、携帯端末より当該居室のライブ映像をストリーミング再生できる機能　　・グループ伝言板／スタッフ伝言板機能　・ケア情報入力・編集機能（イ）APNsを利用したPush通知に対応した携帯端末を選択すること（ウ）施設内に敷設する専用の無線LANアクセスポイントを活用し、外部Internetに接続が可能な環境を構築すること（エ）MDMによる管理・運用により、情報漏洩対策・不正利用の防止・ポリシーの一斉適用などによる管理の効率化に実現すること |

　（３）行動検知・通知システム一式（サーバー）

　　　専用システムを、仮想マシンを作成した上で、統括管理するマネジメントサーバーで、

WEBインターフェースをもち、センサーボックスや携帯端末に通信環境を

提供するものである

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 数量 | 備考/内訳 |
|  | 管理サーバー | 1 式 |  |
|  | 液晶ディスプレイ | 1 台 |  |
|  | UPS | 1 台 | 出力容量800VA 500Wバックアップ時間3.5分以上 |
|  | ＜要求性能・機能＞ |  |  |
|  | （ア）専用システムを利用するためのソフトウェアをインストールし、以下の要求性能についての機能を有すること　・転倒転落の記録機能　　（転倒転落時の映像記録、クライアントPCからの映像再生）　　・入居者状況表示機能　　（入居者対応状況の表示、臥床状態の表示）　・各種設定機能　（入居者情報、スタッフ情報、通知音・リマインド間隔設定）　・介護記録システム連携機能　（ケア情報入力/編集/記録、及び スタッフ間の情報共有、帳票出力機能）（イ）ケア記録ソフトベンダーとの連携のため、Hypervisorを搭載し、　　　CentOSとWindowsServerOSの安定した動作を確保すること　　　（納入が必要な調達ソフトウェアは、調達に含めること） |
|  | ＜仕様＞ |  |  |
|  | CPU：XeonG5118 (12 Core)RAM：64GBHDD：(system) SAS / 900GB ／ (data) SATA / 2,000GBLAN：1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応電源システム：無停電電源装置リカバリディスクを作成すること。AC アダプタ及び電源コード、マウス添付。サーバーラックを用い、①～③を収容すること |

　（４）ケア記録ビューア一式（クライアントPC）

　　　管理サーバに搭載されたケア記録ビューア機能を利用するための専用端末で、

スタッフステーションに据え付け、介護職員が記録作成に利用するものである

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 数量 | 備考/内訳 |
|  | クライアントPC | 5 式 |  |
|  | Antivirusソフトウェア | 5 台 |  |
|  | ＜仕様＞ |
|  | OS: Windows10,10Pro もしくは CentOS 6以上CPU：インテル Corei3 以上メモリ：4GB 以上モニター；フルHD(1920x1080 以上)の解像度LAN：1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応Office2019動作要件を満たすこと |

（５）ネットワーク機器

　　　利用施設内に専用のLANを構築し、システム端末等を適切に接続することができる

ネットワーク機器を用意すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 数量 | 備考/内訳 |
|  | スイッチングハブ | 1 台 | HUBOBOXに収容のこと |
|  | PoE給電スイッチングハブ | 6台 | HUBOBOXに収容のこと |
|  | 無線アクセスポイント | 24 台 |  |
|  | ＜要求性能・機能＞ |  |  |
|  | （ア）スイッチングハブの要求性能　・ポート数；　24port(AutoMDI/MDI-X)　・伝送速度；　10/100/1000BASE-T（イ）PoE給電スイッチングハブの要求性能　・消費電力クラス:IEEE802.3at(最大供給電力30[W]／port)に対応している　・ 接続機器に併せて自動でMedia Type を判別するAuto Negotiation に対応している　・ポート数；　24port(AutoMDI/MDI-X)　・伝送速度；　10/100/1000BASE-T　・PoE最大共有能力；　370W（ウ）無線LAN アクセスポイントの要求性能下記の条件を満たす機器から選定され、事前/設置後のサーベイ結果を提出すること・携帯端末のハンドオーバー特性と無線LANアクセスポイント間の電波干渉を充分に考慮すること・設置間隔は最大15[m]とする・無線LAN規格；　2.4GHz 帯:IEEE802.11b/g/n・無線LANアクセスポイントの使用チャンネル(2.4GHz 帯)は、1,6,11 とする。 |

　（６）光回線ネットワーク／UTM

　　　外部Internetアクセスが可能な環境を用意し、且複数のセキュリティー機能を統合した

統合脅威管理の環境を用意すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 数量 | 備考/内訳 |
|  | 光回線サービス | 1式 | 導入システム向けの専用回線サービス |
|  | UTM | 1式 |  |
|  | ＜要求性能・機能＞ |  |  |
|  | （ア）光回線サービスの要求性能　・光ファイバーを用いた広域イーサネットサービスを提供すること　・ルータ等のネットワーク機器に対する設定等の費用も含めることとする　・使用料の支払いは月単位とし、当月分の使用料金の請求書を受理した日から30 日以内に支払うものとする（使用料金は、回線使用料・接続装置使用料などすべての合計額とする）　・受注者は、故障発生時においては迅速な故障切り分けを行うとともに、速やかに復旧を図ること。（イ）UTMの要求性能　・本システムでの稼働実績がある機器を選定すること・　・主要セキュリティーは、ファイアウォール機能、アンチウイルス機能、アンチスパム機能、IDS/IPS 機能、WEBフィルタリング機能を有すること。　・現地ネットワーク環境調査・設置費用を含むこと　・平日オンサイト保守を5年間供給すること |

６．構築仕様

（１）構築・設定内容は、利用施設担当者と協議の上で構築・設定し、構築・設定した内容は、保守業者とも充分に情報の共有を図ること。

（２）居室名、入所者・職員の利用者名称のシステム登録も実施すること。

（３）システム内の各機器の異常を検知し、検出したエラーの記録が可能であること。

（４）リモートメンテナンス機能を有し、管理サーバへのSSHクライアントによる

コマンド操作が可能であること。

７．搬入設置及び設定作業

（１）発注者および工事請負業者と協議の上、決定すること。

（２）設置、電源・LAN 工事について設置作業に含むものとする。

　　　各機器の設置場所については、別紙『システム構成図』を参照すること。

（３）納品より起算して12か月間に初期不良及び瑕疵があった場合、

速やかに機器の交換を行うこと。

　（４）導入した機器等は、管理番号等を付したシール及び備品シール等を発注者と協議の上、貼付すること。

　（５）施設内での作業は、施設等を傷つけることのないように万全を期すこと。

　（６）施設等を破損させた場合は、施設担当者と協議の上、対応すること。

８．研修

（１）実施内容

　利用施設の利用者に対して実施する研修で、整備するICT環境を使った新しい

業務ルールを施設担当者と協議の上、専用トレーナーによる 使用方法の習得を

支援する内容であること。

（２）対象者

　　・一般介護スタッフ・看護職員・相談員・設備管理者向け

　　・介護管理者向け

（３）実施方法

　・介護管理者向け、一般介護スタッフ・看護職員向けに、システムの稼働前より

ICT環境・システムの理解を図るための説明会を実施すること。

　　・システムを利用した業務ルールの設定を支援し、運用の定着や操作の習熟までの

研修計画を施設担当者と協議すること。

（４）その他

　・研修の終了後、実施状況を纏め報告書を提出すること。

　　・日程や施設内での作業等は、施設担当者と十分に協議の上、決定すること。

９．保守仕様

（１）保守内容、期間及び費用

　　① 納品物の保守に関して、一元的に管理責任を負い、システム機器及び関連ソフトウェアについて、一括して保守を行うこと。

② コイン電池等の消耗品・LAN ケーブル・UPSを除く全ての納品機器について、60 か月間（令和3 年4月1日から令和8 年3 月31 日まで）のオンサイト保守を行うこと。

③ ②の保守費用は 利用施設に別途請求とする。

④ ②の保守費用には、部品代及び出張修理代を含まない

　　⑤ 発注者が希望する場合、6 年目の12 ヵ月間の保守対応及びパーツ保障が可能であること。6 年目の保守費用は入札金額には含まないものとする。

（２）保守体制

　① 納入するすべての機器の障害時に、電話対応できる一本化された

保守受付窓口を設けること。

　② 保守機器に異常が発生した場合に速やかに対応がとれるように、

平日（月～金）９時～１７時は電話及びメール等、平日（月～金）の１７時以降及び土日祝または別に定める休業日がある場合にも電話等で受信が出来る体制を確保すること。

　③ 発注者から障害に係る連絡があった場合は、受注者の保守要員を機器設置場所へ派遣し、発注者の指示に従いその回復を行うこと。

なお、保守要員は、なるべく当日、遅くとも発注者から連絡のあった翌日までに

到着させること。

（３）保守対象・方法

　① 保守対象は、コイン電池などの消耗品・UPSを除く 全ての納品機器とする。

なお、キー破損及びバッテリーを要因とし稼動しない場合のほか、発注者の故意・過失に因らない通常使用によって生じた破損部位の交換作業も保守対象とすること。

　② 調達するソフトウェアの修正、機器交換時のソフトウェア再インストールも当該保守に

含むものとする。

③ 障害発生時には、障害の確認および、原因の特定、復旧動作確認、記録、報告を行うこと。

　④ 充分な検証を行った上でソフトウェア更新モジュールの適用やセキュリティパッチなどの更新を行うこと。

システムのダウンタイムは最小限に抑え、実施時間帯は施設担当者と協議の上、行うこと。

　⑤ 保守機器の修理は、利用施設からのセンドバックを原則とし、発注者がやむを得ないと

認める場合に限り、オンサイト修理や持ち帰りの修理をすることができる。

⑥ 修理後の保守機器は、障害発生前の状態に設定し直し、使用可能な状態にして

元の場所に設置すること。ただし、業務に支障の無い様に代替品等を用意すること。

　⑦ OS やストレージに障害が発生した時、又は発注者から指示のあった時は、

リカバリディスクを用いてリカバリした上で、障害のあった当該パソコンに

インストールされていたソフトウェア等の最新設定を反映し使用可能な状態にすること。

１０．納品物

　　　調達機器外の納品物は以下の通りとし、令和4年3月31日までに提出すること

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 納品物の名称 | 媒体 | 数量 | 備考 |
|  | 機器一覧表 | 紙・データ | 1部 | データ提供が可能なものにおいては提供すること |
|  | 取扱説明書・付属品 | 紙・データ | 1部 | データ提供が可能なものにおいては提供すること |
|  | 納入機器等の保証書 | 紙・データ | 1部 | データ提供が可能なものにおいては提供すること |

１１．その他

（１）機密保持事項

　　① 受注者は、発注者の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。

　　② 第三者に対し、情報が漏洩しないように十分な配慮をすること。

　　③ 受注者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩、または他の目的に利用してはならない。

 ④ 本業務終了後においても守秘義務を負うものとする。

 ⑤ 本事業で新たに作成された成果物の著作権は、発注者に帰属するものとする。

（２）その他

　① 本事業にかかる物品の調達、搬入、設定等、発注者に対する諸手続の費用を含むこと。

（但し、保守料、回線利用料などは除く）

1. 発注者は、受注者が本事業の遂行に必要な情報を提供するものとする。

③ 業務の遂行上必要なデータ等の資料で、発注者が所有するものは原則貸与し、

業務完了と同時に返却すること。また、発注者から貸与された資料は、

受注者が責任を持って管理し、本業務以外の目的では使用せず、

第三者に譲渡・貸与・提供等も行わないこと。

万が一、紛失、破損などの事故が生じた場合は、直ちに発注者の担当者に報告し、天災、その他の不可抗力と判断される場合を除き、全て受注者が責任を持って対応すること。

　④ 本件の処理により、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、

受注者が損害賠償の責任を負うものとする。

　⑤ この仕様書に記載のない事項または、疑義が生じた事項は協議の上、決定すること。

以上